

平成18年第4回竜王町議会定例会（第2号）

平成18年12月8日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（2日目）

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議第90号 | 竜王町副町長の定数を定める条例 |
| 日程第 2 | 議第91号 | 竜王町収入役事務兼掌条例を廃止する条例 |
| 日程第 3 | 議第92号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第 4 | 議第93号 | 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議第94号 | 平成18年度竜王町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 6 | 議第95号 | 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号） |
| 日程第 7 | 議第96号 | 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議第97号 | 平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第 9 | 議第98号 | 平成18年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議第99号 | 平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議第100号 | 平成18年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議第101号 | 平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議第102号 | 平成18年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議第103号 | 平成17年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 議第104号 | 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 議第105号 | 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 議第106号 | 平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 議第107号 | 平成17年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について |

日程第 1 9	議第 108 号	平成 1 7 年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 0	議第 109 号	平成 1 7 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 1	議第 110 号	平成 1 7 年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 2	議第 111 号	地方自治法改正に伴う八日市衛生プラント組合規約の変更について
日程第 2 3	議第 112 号	地方自治法改正に伴う中部清掃組合規約の変更について
日程第 2 4	議第 113 号	地方自治法改正に伴う布引斎苑組合規約の変更について
日程第 2 5	議第 114 号	地方自治法改正に伴う東近江行政組合規約の変更について
日程第 2 6	議第 115 号	滋賀県後期高齢者医療広域連合の設立について
日程第 2 7	請第 5 号	平成 1 9 年度竜王町農業施策に関する請願書

2 会議に出席した議員（13名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
5番	近藤重男	6番	圖司重夫
7番	若井敏子	8番	竹山兵司
9番	辻川芳治	10番	岡山富男
11番	西隆	12番	山田義明
13番	中島正己		

3 会議に欠席した議員

なし

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	代表監査委員	小林徳男
助役	勝見久男	教育長	岩井實成
総務政策主監	佐橋武司	住民福祉主監	池田純一
産業建設主監	三崎和男	政策推進課長	小西久次
総務課長	青木進	生活安全課長	福山忠雄
住民税務課長	山添登代一	福祉課長	北川治郎
健康推進課長	松浦つや子	産業振興課長兼農業委員会事務局長	川部治夫
建設水道課長	田中秀樹	出納室長	竹山喜美枝
教育次長	村地半治郎	教育課長	松村佐吉

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	布施九蔵	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開議 午後1時00分

○議長(中島正己) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は13人です。よって、定足数に達しておりますので、これより平成18年第4回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

### 日程第1 議第90号 竜王町副町長の定数を定める条例

○議長(中島正己) 日程第1 議第90号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ご異議なしと認めます。よって、日程第1 議第90号は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議第91号 竜王町収入役事務兼掌条例を廃止する条例

○議長(中島正己) 日程第2 議第91号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ご異議なしと認めます。よって、日程第2 議第91号は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

**日程第 3 議第 9 2 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例**

○議長(中島正己) 日程第3 議第92号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第3 議第92号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中島正己) 起立全員であります。よって、日程第3 議第92号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 4 議第 9 3 号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○議長(中島正己) 日程第4 議第93号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第4 議第93号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中島正己) 起立全員であります。よって、日程第4 議第93号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 5 議第 9 4 号 平成18年度竜王町一般会計補正予算(第3号)**

○議長(中島正己) 日程第5 議第94号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ご異議なしと認めます。よって、日程第5 議第94号は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第 6 議第95号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)

○議長(中島正己) 日程第6 議第95号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第6 議第95号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(中島正己) 起立全員であります。よって、日程第6 議第95号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 7 議第96号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)補正予算(第1号)**

○議長(中島正己) 日程第7 議第96号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第7 議第96号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中島正己) 起立全員であります。よって、日程第7 議第96号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 8 議第97号 平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(中島正己) 日程第8 議第97号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第8 議第97号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中島正己) 起立全員であります。よって、日程第8 議第97号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 9 議第98号 平成18年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)**

○議長(中島正己) 日程第9 議第98号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第9 議第98号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中島正己) 起立全員であります。よって、日程第9 議第98号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議第99号 平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(中島正己) 日程第10 議第99号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島正己) ご異議なしと認めます。よって、日程第10 議第99号は産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議第100号 平成18年度竜王町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(中島正己) 日程第11 議第100号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第11 議第100号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中島正己) 起立全員であります。よって、日程第11 議第100号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議第101号 平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計補正予算(第1号)

○議長(中島正己) 日程第12 議第101号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第12 議第101号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中島正己) 起立全員であります。よって、日程第12 議第101号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第13 議第102号 平成18年度竜王町水道事業会計補正予算(第2号)**

○議長(中島正己) 日程第13 議第102号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島正己) ご異議なしと認めます。よって、日程第13 議第102号は産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議第103号 平成17年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議第104号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

日程第16 議第105号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)歳入歳出決算認定について

日程第17 議第106号 平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 18 議第 107 号 平成 17 年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について**
- 日程第 19 議第 108 号 平成 17 年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について**
- 日程第 20 議第 109 号 平成 17 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について**
- 日程第 21 議第 110 号 平成 17 年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算認定について**

○議長(中島正己) 日程第 14 議第 103 号から日程第 21 議第 110 号までの 8 議案一括議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。7 番、若井敏子議員。

○7 番(若井敏子) 議第 103 号、平成 17 年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、3 点の質問をさせていただきます。

まず 1 点目ですが、竜王町全体について開発をしていくという計画が進められようとしているわけですが、その計画をつくるための経費が 1,787 万円というふうに決算書で報告されているところです。計画をつくってもらった経費が庁舎周辺であり、あるいはインター周辺であり、小口の工業用地であるわけですが、今回の約 1,700 万円が序の口なのか。計画をする上での予算の序の口なのか。今後、計画するための費用がどのくらい要ると見込んでいるのか。実際の実施計画となれば、全体予算はどのくらいのものだと認識しているのか。その辺についての計画をお伺いしたいと思います。

2 点目ですが、決算書の中から同和関連の予算を拾い上げていただきたいと思うのです。全国で部落解放同盟のメンバーが、仕事もせずに休暇扱いで給料をもらっているなどの問題が起きて、どうにか解放同盟の無法ぶりにメスが入るようになってきました。近江八幡市でも、一部幹部に対する人件費などの支出など 3 億円の同和予算に、市民の厳しい目が向けられています。竜王町でも多額の同和予算が組まれています。同和にかかる職員さんの人件費相当分が、例えば子育て支援への人件費に充てられたら、どんなに素晴らしい子育て支援事業ができるかと思うと、いつまでも町単費で同和事業を進めるのは止めるべきだと思います。

決算の中で「同和」とつく事業、その他の経費はもちろん解同の新聞や月刊誌も含めて、総額いくらの支出をされているのかをお示ししたいと思います。

3 つ目に、企業誘致推進事業として 5,000 万円の奨励金が支出されている件に

について質問します。これは、企業誘致条例に基づいて、JTRインターナショナルに対する限度いっぱい5,000万円の補助金であると思うわけですが、この条例では交付条件がありましたが、すべての条件を満たしているのか。特に「町内に事業所を置き、町民の雇用がある事業者」というところをクリアしているのかについて、お伺いしたいと思います。

一般的に「事務所を置く」というと、建物のすべて、あるいは一部に会社名の書いたポストがあって、中には机が並んでいて、何人かの人が入駐するようなイメージで、また「町民の雇用」といえば、少なくとも社会保険があって、週4日ぐらい勤務して、年間300~400万円の給料をもらっている人が4~5人いるという、そういうイメージを持つものですが、実際はどのような雇用の形態になっているのかをお伺いしたいと思います。

同時に、奨励金の交付申請というのは毎年することになっていますが、この事業所は毎年されているのか。また、条例では、「その申請から10年間、町内で継続した事業を確約できる事業者」というふうになっているわけですが、それがもしできなかつたら返還もあり得るのか。この辺についてお伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） ただいま若井議員さんから、第1点目、まちづくりのための開発について1,787万円の決算が出ている。計画をつくる経費、序の口なのかということでご質問がございました。

基本的に、昨年度の決算におきましては、企画費の中でまちづくり費用というものを執行させていただいております。基本的には、現在、2001年から2010年まで第4次総合計画を策定する中で、町のまちづくりを進めております。また、それに基づきまして都市計画等のいろいろな調査等もしてきたところでございます。

基本的に、委員会の中でも申し上げましたけれども、総合計画の実施を見直す時期ということになってまいりました。現在5年経ったわけですが、竜王インター周辺、また中心核づくり、若者支援等ということで進めておるわけですが、これにつきます基本的な計画の見直し等が必要になってきております。これが基本的にまちづくりの中でまちづくり構想を立て、その中の構想を図化することによって計画を立てていく、それが大前提となってくるわけですが、そういうふうな費用を昨年度におきまして執行させてい

ただいたしております。

また一方では、インター周辺の物流拠点構想、いわゆるライズ構想を策定させていただいたわけですが、基本的に町の基本理念を持った中での構想が必要となってきます。そういうようなところから、部分的に一部修正ということは、5年が経ちましたので、その分がなってきましたので、そのまちづくり計画の構想を立てさせていただいております。

また一方、インフラ等の整備につきましても、実施に向けた基本構想というものが必要となってきておりますので、それに対します、特にインフラと言われます上下水道等につきましても、基本的な考え方を示さなければならないということから、構想を立ててきたところでございます。そういうふうな経費を出させていただいたところでございます。

今後におきましては、序の口なのかというご意見でございますけれども、基本的には計画づくり、それから認可等を受け、また実施設計ということで、まちづくりの最終的な詳細をつくっていくわけですが、「今後における費用は」というご質問がございましたけれども、今現在、実施についてはそれぞれの科目別になりますので、今後どれだけかということは今現在申し上げられませんが、やはり先ほど申しましたように、計画から実施まで委託等もやらせていただかなければならないということで考えております。

それから、第2点目の同和予算を拾い上げよというご指摘がございました。決算書の中にも人権政策費ということで64ページに執行させていただいておるわけですが、基本的に956万9,622円という支出をさせていただいておるわけですが、やはり同和関連ということよりも、それもございませぬけれども、人権問題につきましてはやはり国民すべてが人権について関わる、その中でも同和問題というものがあるという考え方をしております。そういうようなことから、この中で今後におきましても特に町におきましては、「人権のつどい」とか「町民のつどい」、それから、心のふれあいを通じまして、人権差別のない社会をめざすために、この執行をさせていただきたいというふうな考え方をしておりますので、以上、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） ただいま若井敏子議員さんより、企業誘致特別措置にかかります交付要件の関係につきましてのご質問をいただいたところでございます。

これにつきましては、竜王町企業誘致特別措置に関する条例に基づきましての交付をさせていただいているところでございますし、今ご質問がございましたように、この条例の第3条の中に、これの指定につきましては今ご質問がございましたように、「毎年年間1億円以上の町税が見込まれる事業所」、2つ目としましては、「安定した事業実績を有し、奨励金の交付の申請の日から10年間町内で継続した事業活動を確約できる事業所」、3つ目といたしまして、「町内に事業所を置き、町民の雇用がある事業所」ということになっております。

これにつきましては、今ご質問がございました第1点目の、この条件にあります「町内に事業所を置き、雇用がある事業所」ということでの雇用条件等でございますけれども、これにつきましては、現在、町内山之上に事業所を置くということになっておりますし、雇用につきましても1名の雇用をされているということでございます。この雇用条件につきましては、この規定等の中、条例を含めまして雇用条件については規定いたしておりませんので、今の状態等については私どもは把握していないわけでございますけれども、申請の段階で氏名も含めて雇用されているということでの申請をいただいております。

それから、2点目ですけれども、仮に10年間事業を継続できない場合に返還があるのかということでございますけれども、これにつきましても、条例の中の第10条の中に、「指定および奨励金の取り消し等」という中で、返還に関しましてはあるのですけれども、条項といたしましては第3条第1項ということで申し上げます一番最初の「毎年年間1億円以上の町民税が見込まれる事業者」ということで、このことが要件を欠ければ返還等、取り消さないしということになっておりますし、今言われております10年間という状況の中で、それに関しては返還という形の規定は要件に入っておりますので、あくまで返還等につきましては今第3条の「1億円以上の町民税が見込まれる」ということでの判断になっておりますし、10年間ということには該当になっておりませんので、そのことを申し上げさせていただいて、回答とさせていただきます。以上でございます。

○議長（中島正己） 7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） まず、同和予算に関連してですけれども、人権政策費ということで約960万円の総額支出があるのだという話がありましたけれども、竜王町が人権政策・人権関連としてやる場合は、本当に「同和」が多いのですよね。そのことがやはり問題なのだということと、質問の中でも言いましたけれども、解放新聞ですとか月刊誌『解放』ですとか、ああいうものも取っていますし、一部運

動団体の資料を公費で買い取って、今の人権政策費の中にはそれは含まれていない部分だと思うのですが、そういったものとはこの際、この間のいろいろなちまたの問題から考えれば、そういうこととは一切縁のない人権政策・人権事業をやる必要があると思うのです。

職員の研修と言えば、近江八幡のあそこへ行って、解同の人たちがおられるところで研修を受けるというのがもう通例化されているように聞いていますから、そういった研修もそろそろ止めなければいけないのと違うかと。そういう意味でこの人権政策費関連は見直すべきだという思いがありますので、ここだけではないところに散らばっている費用もぜひ集めて総額いくらなのかということをお示しいただきたいと思います。今日すぐには無理かも知れないのですが、委員会審議の中でも提出してもらいたいなと思います。

もう1つはたばこなのですけれども、私はそんなふうには読んでおりませんでしたので、要は、要件の1があれば奨励金を払うことには何ら問題ないのだというふうに説明されたのかなというふうに思うのですが、「町内に事業所を置き、町民の雇用がある事業者」という、3条に書いてあるものは、実際に支払いする時にはあまり関係ないのだというふうに言われたのかなと思うのですが、そうなのですか。そこも確認しておきたいのですが、山之上に事業所を置きと言われましたが、山之上のどこなのですか。私は先ほども言ったように、事務所を置いているという感覚、あるいは人を雇用しているという感覚は、やはり建物があって、あるいは建物の一部を借用して、会社の看板があがっていて、中に机が並んでいて、人が何人かいるという、こういうことを想定するのですが、山之上のアグリパークに自動販売機1つ置くことが、事業所設置なのだという、たばこ業界はそうなんですよという話がありましたけれども、「町内に事業所を置き」という、この条例の書き方が、ただ単に自動販売機を置いたらいいのだということを示すのか。「町民の雇用がある事業者」というのが、約1名というのは谷村さんのことなのかなと思うのですが、この方は実際、年額どれだけ給料をもらっておられるのか知らないのですが、ほとんどもらっておられないと思うのです。恐らく月1万円のアルバイト料でも、町内に雇用があるというふうに見るのか。そこらあたりの明解な答えを欲しいのです。結局そういうふうになっても5,000万円払うことには何ら問題はないのだというようなことを言われたので、どこかの関係で言われたので、奨励金の取り消しというところでいわれたのですよね。3条の1項に規定する要件が欠ければいけないのだということだ

と、そうするとこの3条に書いてある2項・3項はいったい何なのだという事になりますよね。それでもやはり町長はどんな状況なのかを報告を求める必要があるのだという条項もありますから、町長もぜひ雇用の実態、事務所の実態、この辺については確認をされるべきだと思いますので、この点について新たに担当からわかれば教えてほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） ただいまの若井議員さんの再質問でございます。私、先ほど間違った答弁をさせていただきましたので、訂正をまずさせていただきたいと思います。

先ほどございました返還等の問題でございますけれども、第3条の第1項で、3項ございまして、大変申しわけございません。先ほど申し上げました1億円以上の町税と、それから安定した事業実績10年間、このことが継続を確約できるということです。これが欠けますと返還の該当になりますので、大変申しわけございません。

それと、町内に事業所を置き、町民の雇用がある事業所と、この3つの要件に該当が欠ける場合については、取り消さないし返還という該当になりますので、大変申しわけございません。訂正しておきたいと思います。

今ございました「町内の事業所の関係」でございますけれども、私どもへ申請をいただいておりますのは、ご案内のとおり、竜王町山之上に進出をされておりますし、これにつきましてはたばこの小売販売業の許可という形での業者としても申請をされておりますし、そこに実は許可の条件といたしまして、今ご案内がございました自動販売機を設置する場合には、店舗に併設するということが条件になっておりますし、特に自動販売機は道路とか自己等の使用の権利のない場所には設置できないということで、店舗を併設ということになっておりますし、なおかつこの店舗につきましては、その場所から監視ができる場所という位置づけになっておるということでございますし、そういう意味での事業所、小売販売業者の書類の場所と、それから事業所という形で私どもは理解をさせていただいておるところでございますし、そういう形で今現在雇用がされておるということで認識をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 若井敏子議員さんから、人権についての再質問がございました。

特に先ほど申しましたように、人権につきましても同和問題だけではなく、やはりいろいろ男女の問題とか障害者の問題等がございますので、これにつきましてはやはり具体的に進めなければならない。その中に同和問題があるという解釈をしておりますので、人権問題すべてについて対応しなければならないということを考えておりますので、それから、人権予算の中で委員会の中でもう少し精査したらというご意見でございましたので、委員会の中で示させていただきたいと思います。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 企業誘致奨励金については、もう少し具体的に説明してほしいのです。3回ですから、もう今回しか立てないのですけれども、確かにおっしゃるように、第3条では対象事業所を指定するのについては3つの要件があるのですよね。ところが、第10条では、交付したお金を返還せよという奨励金の取り消しについては、第3条第1項に規定する指定の要件を欠くに至った時は返してくれということになるのですよね。だから、2番目と言われたのは、それは違うと思うのと、そうしたら、第3条に対象事業所、そもそも対象事業所というところで対象事業所にならないのと違うかなというふうに思うのと、先ほど申請が毎年されているのかを聞いているのですが、それを答えてもらっていないので、それはまた答えてほしいのです。

この3条の中には、「町内に事業所を置き、町民の雇用がある事業者」というふうに言っているのですよね。先ほどの説明は小売販売業の許可を山之上で取っておられるという、山之上で許可を取っておられるということと、事業所を置いているということとが一緒と認識しているのか。はっきりドラゴンちゃんの横に販売機がありますよ。販売機がありますから、あそこで許可を取られた。あそこで許可を取るといっても、あれは人の敷地ですよ。人の敷地に、町の敷地でドラゴンちゃんの横で、店舗から監視できるとかいうのは、ドラゴンちゃんのことを言っておられるのかなと思うのですけれども、いわば公共施設とか第3セクターで依頼しているところに併設しているから、それでいいのだというのは、ちょっと何か、人の何とかで何やらしているみたいな気がしますから、そこらがそれでいいのかどうかというのと、事務所がきちんとあるのかと、雇用がきちんとされているのかというのは、やはり雇用契約がきちんとされているのかを見る必要があると思うのです。私が確認したところで、谷村何とかさんというのは、恐らく雇用計画なんかないのではないですか。毎月決まって給料をもらっておられると

は、私は思っていないのですよ。あそこで聞いても、誰も知らないのですよ。ここにJTRのインターナショナルの事務所があるなんてことも、自動販売機は置いておかれるけれども、誰が入れているのかも知らない。谷村さんが入れておられるのかと聞いたら、入れておられないと。知らないうちに誰かが入れに来ておられるという話で、アグリそのものも知っておられないですよ。いわば幽霊みたいな感じがしますから、やはりきちんとする必要があるのだと。5,000万円もの奨励金を出している事業者なんですから、きちんと姿が見える形で、事務所があって、建物があって、人がおられてという形でなければならないということだと思いますけれども、そこらあたりの認識が、この条例から受ける私自身が持っているイメージとは違うので、これでいいのかということを知っているのですよ。場合によっては奨励金を払うべき事業所ではないのと違うのかと。そこまで思っているわけですから、そのように答えてほしいのですよ。お願いします。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） 若井敏子議員さんの再々質問でございます。

今ご質問がございました雇用についての毎年申請が出されるのかということでございますけれども、これにつきましては、申請時に添付していただくことになっておりますし、毎年申請をしていただくということにはなっておりません。

それから、雇用形態でございますけれども、今も冒頭申し上げましたように、町内に事業所を置き、町民の雇用がある事業所ということについて、具体的な規程等を設けておりませんので、先ほど申し上げました形で、現に事業所という形で小売販売業の許可を取っておられるところで、なおかつそこで今現に雇用されているという形の証明で、名前も入れた形での申請をあげていただいておりますので、それをもって私どもは町内に事業所を置いておられて、町民の雇用があるということで判断させていただいて、交付させていただいているということでございますので、以上で回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ほかに質疑があろうかと存じますが、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第14 議第103号は、7人の委員をもって構成する決算第1特別委員会を設置して、これに審査を付託し、また、日程第15 議第104号から日程第21 議第110号までの7議案については、6人の委員をもって構成する決算第2特別委員会を設置して、これに審査を付託したいと思

ますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ご異議なしと認めます。よって日程第14 議第103号は、7人の委員をもって構成する決算第1特別委員会を設置して、これに審査を付託し、また、日程第15 議第104号から、日程第21 議第110号までの7議案は、6人の委員をもって構成する決算第2特別委員会を設置して、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算第1特別委員会および決算第2特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中島正己) ご異議なしと認めます。それでは指名いたします。

決算第1特別委員会委員に1番 寺島健一議員、4番 村井幸夫議員、5番 近藤重男議員、7番 若井敏子議員、8番 竹山兵司議員、11番 西隆議員、12番、山田義明議員を指名いたします。

次に、決算第2特別委員会委員に2番 川嶋哲也議員、3番 勝見幸弘議員、6番 圖司重夫議員、9番 辻川芳治議員、10番 岡山富男議員、13番 中島正己を指名いたします。

この際、午後1時50分まで暫時休憩いたしますので、決算第1特別委員会委員の方は第1委員会室へ、決算第2特別委員会委員の方は301会議室へ集合願います。この間に正副委員長の互選をお願いいたします。

それでは、休憩いたします。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時50分

○議長(中島正己) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算第1特別委員会および決算第2特別委員会の正副委員長の互選をしていただきましたので、この際申し上げます。

決算第1特別委員会委員長に山田義明議員、同じく副委員長に村井幸夫議員、決算第2特別委員会委員長に勝見幸弘議員、同じく副委員長に辻川芳治議員がそれぞれ選任されました。よろしくお願いいたします。

なお、両委員会とも会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。



日程第 2 2 議第 111 号 地方自治法改正に伴う八日市衛生プラント組合格約の変更について

日程第 2 3 議第 112 号 地方自治法改正に伴う中部清掃組合格約の変更について

日程第 2 4 議第 113 号 地方自治法改正に伴う布引斎苑組合格約の変更について

日程第 2 5 議第 114 号 地方自治法改正に伴う東近江行政組合格約の変更について

○議長(中島正己) 日程第 2 2 議第 1 1 1 号から日程第 2 5 議第 1 1 4 号までの 4 議案を一括議題といたします。

これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第 2 2 議第 1 1 1 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中島正己) 起立全員であります。よって、日程第 2 2 議第 1 1 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議第 1 1 2 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中島正己) 起立全員であります。よって、日程第 2 3 議第 1 1 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議第 1 1 3 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中島正己) 起立全員であります。よって、日程第 2 4 議第 1 1 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議第 1 1 4 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中島正己) 起立全員であります。よって、日程第25 議第114号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第26 議第115号 滋賀県後期高齢者医療広域連合の設立について**

○議長(中島正己) 日程第26 議第115号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中島正己) ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島正己) ご異議なしと認めます。よって、日程第26 議第115号は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第27 請第5号 平成19年度竜王町農業施策に関する請願書

○議長(中島正己) 日程第27 請第5号を議題といたします。

本請願については、お手元に配付いたしました請願書の写しをもって請願文書表にかえさせていただきますので、ご了承願います。

なお、本請願書は、会議規則第92条の規定により産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後1時54分